

令和6年度 教育・保育給付認定申請のご案内（1号認定）

令和5年9月

三田市立幼稚園・認定こども園に入園を希望されるみなさまへ

三田市子ども・未来部子育て応援室
幼児教育振興課

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、満3歳以上の小学校就学前の子どもが幼稚園や認定こども園において教育サービスを利用する場合、1号認定（教育標準時間認定）を受ける必要があります。

幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の入園を希望される方は、以下をよくお読みいただき申請手続きを行ってください。

無償化に伴い、満3歳以上に係る1号認定子どもに対する保育料が無償となります。

ただし、各園の預かり保育料（施設等利用給付認定保護者の政令で定める額を除く）、給食費（年収360万円未満相当の世帯の副食費を除く。）、教材費、行事等参加費用などは無償化の対象とはなりません。

1 1号認定の申請に必要な書類 【全員の提出が必要】

申請の手続きは幼稚園を通じて行いますので、以下の書類を幼稚園に提出してください。

（※みつば幼稚園については、広野幼稚園に提出）

◆教育・保育給付認定申請書（1号認定用）

※記入例を参照のうえ、誤りや記入漏れのないように記入してください。

2 副食費の免除対象判定に必要な書類 【状況に応じて提出が必要】

次に該当する方は、以下の書類を添えて申請してください。（提出書類は返却できません）

※書類の提出がない場合は、副食費の免除の判定ができないため、副食費の負担が発生します。

ただし、令和6年4月1日時点において就園する園児に小学校3年生までの兄弟が2人以上いる場合は、下記書類の提出は不要です。（多子世帯による副食費の免除）

（1）①～③及び⑤に該当する方で市町村民税所得割課税額が77,100円（年収が360万円相当）を超え、副食費の免除対象とならない場合は、必要書類に代えて「副食費免除対象非該当申告書」の提出でも可（様式は各幼稚園にあります）。

（2）④、⑤に該当する方で必要書類の提出がなかった場合は、世帯の市町村民税額に応じた利用者負担額の判定になりますのでご注意ください。

書類の必要な方	必要書類・発行場所
<p><市町村民税額の確認（算定）のため> 父母両方の書類を提出してください。なお、祖父母等がお子様を扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。</p>	
① 令和5年1月1日時点 で保護者の住所地が 三田市外 の方（ただし、乳幼児医療証発行などの手続きで既に右記資料を三田市に提出されている方は、省略可能な場合があります。） ※単身赴任などで子どもと別居している場合も含む。	◆令和5年度 市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書 （注1） （令和5年1月1日時点の住所地の市町村で発行）
② 令和4年1月～12月の間に 国外 に住んでいた方	◆令和4年中の海外での所得がわかる書類 （注2） （勤務先に発行を依頼）
③ 市町村民税が 未申告 の方	◆受付印のある令和5年度 市民税・県民税申告書（控） （コピー可） （令和5年1月1日時点の住所地の市町村で申告）

〈世帯の状況を確認するため〉 ※該当の方のみ	
④ 生活保護 を受けている方	生活保護受給証明書
⑤ ひとり親世帯（父子・母子世帯） の方 （元夫（妻）と同一住所の場合は除きます。）	親子分の健康保険証（コピー）と次のいずれかの資料を提出 A 児童扶養手当の証書（コピー） B 母子家庭等医療費受給者証の親子分（コピー） C 戸籍謄本（コピー可）

（注1） 所得・（非）課税証明書は、市町村によって名称が異なる場合があります（税額証明書、所得証明書等）。納税者氏名、市町村民税額、扶養人数及び税額控除（住宅借入金特別税額控除など）を受けている場合は、その旨が記載されている証明書を発行してもらってください。

（注2） 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに得た国内外での合計収入額等に基づき、市町村民税相当額を算出し令和6年4月分～令和6年8月分の副食費免除対象の判定をします。（必ず日本語訳を添付してください。）

3 副食費免除対象の判定基準等

（1）副食費の免除対象者

次の①又は②の要件に該当する園児については、給食費のうち副食費（おかず代等）が免除となります。

① 所得による判定

市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯の園児

副食費免除対象期間	市町村民税額等の課税年度
令和6年4月分～8月分	令和5年度市町村民税（令和4年分所得を反映）等
令和6年9月分～令和7年3月分	令和6年度市町村民税（令和5年分所得を反映）等

※住宅借入金等特別税額控除などを受ける前の課税額で判定します。

※政令指定都市で課税されている方の場合には税源移譲前税率で計算した市民税所得割課税額で判定します。

② 多子世帯に関する判定

小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に数えて3人目以降の園児

(2) 副食費免除対象者への通知

副食費免除対象者は決定次第、幼稚園については学校給食課から、認定こども園（みつば幼稚園）については幼児教育振興課からお知らせします。（令和6年6月頃を予定）

また、変更・取消しがあった場合についてもお知らせする予定です。

※今回は、令和6年4月分～令和6年8月分の副食費免除対象の判定です。

令和6年9月分～令和7年3月分の副食費免除対象の判定に関する資料は別途必要となります。詳細については、来年度に改めてご案内させていただく予定です。

4 その他

(1) ご家庭の状況や税額に変化が生じた場合は、速やかに各幼稚園を通じて幼児教育振興課までお知らせください。

(2) 就労等の事由により保育の必要性があり、預かり保育を利用される方は別途申請書の提出が必要となりますので、詳しくは各幼稚園及び幼児教育振興課までお問い合わせください。

5 問い合わせ先

○各幼稚園・認定こども園に関すること

三田市 幼児教育振興課

TEL (079) 559-5232

○給食費の副食費免除（幼稚園に限る）に関すること

三田市教育委員会 学校給食課

TEL (079) 567-2279

※認定こども園の副食費免除に関する問い合わせは幼児教育振興課

※この案内は令和5年9月時点での情報を基に作成しております。